

○財務省告示第二十二号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する財務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十六年一月二十四日

財務大臣 麻生 太郎

区分	分	額
物品等の調達契約		
特定役務のうち建設工事の調達契約		
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービス	六億円	千三百万円
その他の技術的サービスの調達契約		
特定役務のうち右記以外の調達契約		
	六千万円	千三百万円